

地域における受入環境整備促進事業補助金・観光振興事業費補助金

「令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業」

① 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

公募要領

1. 公募（申請受付）期間

令和6年7月31日(水)～8月30日(金)17:00

2. お問い合わせ

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 事務局

(東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部 内)

〒108-0075 東京都港区港南 1-8-15 Wビル 18F

担当: きたがいと北垣戸・きみや鷺谷・たまきわ滝沢

E-mail: shukuhaku_inbound2024@tobutoptours.co.jp

電話: 080-1179-9725 / 080-1179-9719

受付時間: 10:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

令和6年7月

目 次

1. 事業の目的	4
2. 補助対象事業者	4
(1) 補助対象事業者	4
(2) 補助対象除外事業者	6
3. 補助要件	6
4. 補助対象事業	7
5. 補助対象経費	7
6. 補助率及び補助金の額等	8
7. 応募件数	8
8. 補助対象事業の実施期間	8
(1) 補助対象事業（混雑状況の見える化・バリアフリートイレの整備）の実施期間	8
(2) 補助対象事業の実施期間に関する注意事項	8
9. 事業のスキーム（業務フロー）	9
10. 公募（申請受付期間）及び提出先等	11
(1) 公募（申請受付）期間	11
(2) 申請書提出先（問い合わせ先）	11
11. 認定	11
12. 審査結果（事業計画認定）の通知	12
13. 事業計画認定以降の手続き等	12
(1) 補助金の交付申請	12
(2) 補助対象事業の実施と事業完了実績報告	13
(3) 補助金の支払い請求	13
(4) 補助金交付決定後の注意事項	14
14. その他	15
(1) 反社会勢力との関係	15
(2) 個人情報の管理	15
(3) 政治資金規正法	15

「重要説明事項」(申請にあたっての注意点)

本補助金事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. 本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、認定取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

2. 「補助金交付決定」の通知後でないと補助対象事業に着手できません。

審査の結果、事業計画が認定されると、事務局から補助対象事業者に対し、計画認定の通知が行われます。その後、補助対象事業者より補助金交付申請書を事務局に提出し、審査後、補助金の交付(支払い)対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定」を行い「補助金交付決定通知書」が補助対象事業者に送付されます。事業計画が認定されたとしても「補助金交付決定」前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となってしまうことにご注意ください。

また、支出行為は、銀行振込方式が大原則です(小切手・手形による支払は不可)。

3. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、認定・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合(軽微な変更を除く)には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内であらかじめ(契約・発注前に)、所定の「変更申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません(内容によっては、変更が認められない可能性があります)。

4. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助金交付決定後、交付決定を受けた事業者は補助事業を実施していただきます。補助事業の完了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する完了実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

5. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出していただきます。

6. 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入や施設の改装による不動産の効用増加等このほか告示(平成22年国土交通省告示第505号)により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず大臣に承認申請を行い、承認を受けた後でなければ処分できません。大臣は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

7. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(=2029年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金の受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

8. 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象事業となりません。

9. 個人情報の使用目的

本補助事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報は以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため
- ・補助金事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

10. 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

11. アンケート調査について

本補助金の活用事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります(補助事業完了後のフォローアップ調査含む)ので、その際にはご協力をお願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

12. その他

申請・補助対象事業者は、本公募要領、交付要綱、交付要領やホームページ等の案内にない細部については、観光庁または事務局からの指示に従うものとします。

なお、予算が無くなり次第、公募を終了させていただきます。

公募要領

1. 事業の目的

持続可能な観光に世界的な関心が高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支援、我が国が旅行先として選ばれるためにも、持続可能な観光の推進は、観光関係者が一体となって取り組むべき喫緊の課題となっています。

本補助金は、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）を行うことで、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を目的とします。

本事業は、宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力の向上及び生産性の向上により、客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊数の向上を図る取組を実施する為に要する経費の一部を助成するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定が適用されます。

2. 補助対象事業者

(1) 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の①、②、③の事業者とします。

②構成員宿泊事業者、及び③特定宿泊事業者については、宿泊施設の規模は問いません。

また、法人に限らず個人経営の宿泊事業者も対象となります。

①宿泊事業者等団体

複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体

※申請や報告時などにおける構成員宿泊事業者の取りまとめ役を担っていただきます。

※宿泊事業者等団体の他に、構成員となる5以上の宿泊事業者により構成されることが必要です。

②構成員宿泊事業者

宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者

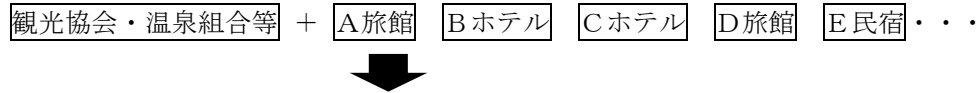
※宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備を進めるため、5以上の宿泊事業者が共同してとりまとめ役を決めて、申請してください。

【宿泊事業者等団体と構成員宿泊事業者の関係】

宿泊事業者等団体と構成員宿泊事業者の関係を例示すると以下のとおりです。

①宿泊事業者等団体＋構成員宿泊事業者（5事業者以上）

(例)

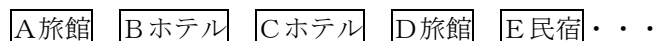


宿泊事業者等団体：観光協会・温泉組合等

構成員宿泊事業者：A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・

②宿泊事業者等団体がなく構成員宿泊事業者だけで5事業者以上集まった場合

(例)



宿泊事業者等団体：協議会 設立

構成員宿泊事業者：A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・

※宿泊事業者等団体がなく、5事業者以上の構成員宿泊事業者が共同で協議会（宿泊事業者等団体）を設立し、どなたかが取りまとめを行う宿泊事業者等団体（協議会）の代表（兼務可）となる必要があります。

※宿泊事業者等団体は構成員の地域や県が異なっても、都道府県をまたがる周遊ルートで連携しているなど、一定の関係性がある場合は可とします。

③特定宿泊事業者

DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者

なお、上記取組は過去3年以内（令和3年4月～令和6年3月）に取り組んだ又は今後1年以内（令和6年4月～令和7年3月）に取り組む場合にのみ実績として認められます。

具体的な取組の内容は、以下を参考にしてください。

【具体的な取組の例】

①DMOと連携し、訪日外国人向けのコンテンツの充実やサービスの向上に特定宿泊事業者が自主的に取り組んでいること

(例)

サイクルツーリズム・・・・・・・・・・宿泊施設を自転車持ち込み可能な仕様に整備

温泉アートエンターテイメント・・・温泉旅館にアートを取り込むことにより、宿泊施設間を巡る回遊性を創出

ムスリム観光客の受入強化・・・・・・・・・・宿泊施設などの事業者が主体的にムスリム対応の取組を進めムスリムを誘致

②特定宿泊事業者が地方公共団体と連携し、主体的に海外へのPRを行っていること

(例)

宿泊施設が地方公共団体と共同で海外でのプロモーション、商談会、ファミツアーを実施している

(2) 補助対象除外事業者

補助対象事業の実施期間内に、今回の補助対象事業（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備等）と同一の事業計画で、次に該当する補助金等の給付を受ける場合は、本補助金への申請ができませんのでご注意ください。後日、その事実が明らかになった場合は、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

- ①国（独立行政法人を含む）による固有の補助金等の給付を既に受けている、又は受けることが確定している場合
- ②地方公共団体による補助金等の給付を既に受けている場合で、当該補助金等の全部又は一部が、国の補助金等を財源とする場合

※宿泊施設事業者と工事（又は機器の発注）を請負う工事業者の代表が同一である、又は、企業会計が同一の会社である場合は補助対象事業者にはなりません。

3. 補助要件

採択に当たっての必須要件は下記の通りとします。

- ① 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度（高付加価値経営旅館等登録規程（令和5年観光庁告示第3号））の登録を受けた方、又は同制度の登録申請をされた方
※申請手続き時に、登録番号の報告または登録申請受付メールの写しを添付してください。なお、申請手続き時に登録申請受付メールの写しを添付した場合は、補助金交付（支払い）時まで に、登録を完了させた上で、登録番号を報告する必要があります。
- ② ①の登録又は登録申請はしていないが、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社*1 及び関連会社*2 であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である方
※申請受付時に、有価証券報告書の提出または公開されているURLの報告をしてください。
※観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得計画表の提出または認定通知書の写しを添付してください。
*1 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される「子会社」
*2 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される「関連会社」
- ③ 補助対象事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要がある。（様式第1-1）

4. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が行う以下の事業とします。

- (1) 混雑状況の「見える化」
- (2) バリアフリースイレの整備

5. 補助対象経費

補助対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費
- ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

※宿泊事業者等団体の運営費や構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の人件費など経常的経費は対象外です

※ランニングコストやレンタル・リース費用、予備機器は補助対象外です。

※補助対象事業に関連する経費であっても補助対象として認められない経費がありますのでご注意ください。

例：補助対象経費として認められないもの

- ・中古品機器の購入・設置費用（新品機器のみ補助対象）
- ・補助対象事業に係るコンサルティング料
- ・ホームページ維持管理料
- ・機器のリース・レンタル費用
- ・故障等に備えるための予備の機器及び部品の購入費用
- ・維持管理費用（ランニングコスト）
- ・タブレット端末の使用料

補助対象事業	補助対象経費
(1) 混雑状況の「見える化」 (2) バリアフリースイレの整備	補助事業の実施に要する次に掲げる経費 * 機器購入費用 * 設置費用 * 設置に伴う関連工事費用 * 撤去費用 * 設計・工事・監理費用 * 雑役務費用 * マニュアルの作成・印刷費用 * 諸経費

6. 補助率及び補助金の額等

- (1) 補助率：3分の1
- (2) 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内
(千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

ただし、宿泊事業者等団体、一の構成員宿泊事業者又は一の特定宿泊事業者に対する補助金の額はそれぞれ150万円を上限とします。

※補助金交付（精算払い）は、補助対象事業の完了確認後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

7. 応募件数

同一の宿泊事業者等団体及び同一の構成員宿泊事業者又は一の特定宿泊事業者での応募は、1件とします。

8. 補助対象事業の実施期間

- (1) 補助対象事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

※宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画の認定日からではありませんのでご注意ください。

- (2) 補助対象事業の実施期間に関する注意事項

- (ア) 事業実施期間の設定

実施期間内に、改修工事の完成だけでなく、引渡しと工事代金の支払いまで全てを完了する必要があります。計画の策定に当たっては、当該期間で補助対象事業の完了が見込める内容にて申請してください。

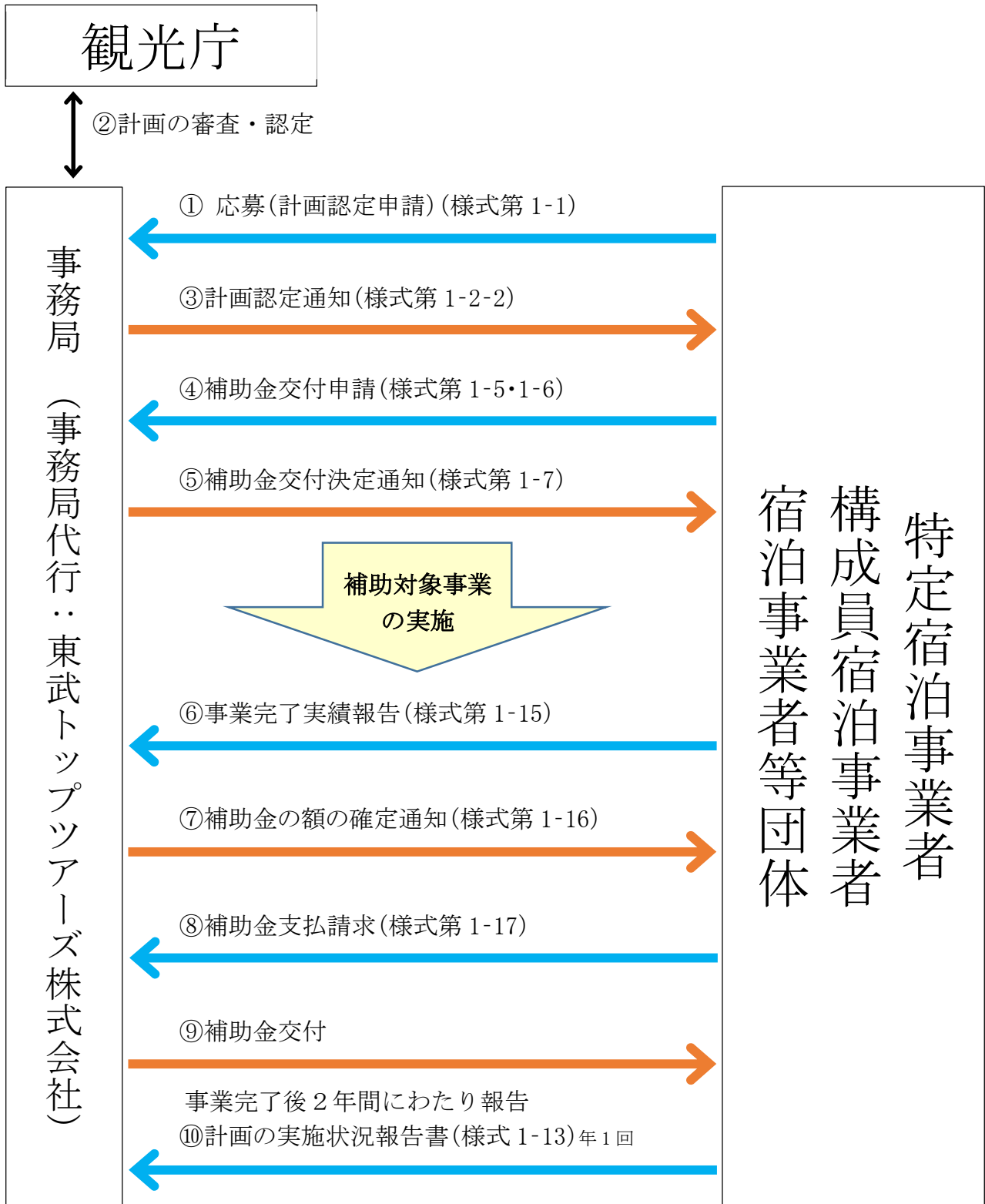
また、補助金の交付決定日より前に工事等の注文や契約を行った場合、或いは、補助対象事業期間内に補助対象事業を完了できなかった場合は、最終的に補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

- (イ) 計画通りの事業実施

補助対象事業完了実績報告を提出いただき次第、補助金の目的である宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画に記載された事業が適切に実施されているか内容を審査し、補助金額の確定手続きに入ります。なお、補助金額を確定するに当たり、書面審査に加えて、現地調査を行う場合があります。

※補助事業が完了した後も、2年間にわたり、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者には認定計画の実施状況（年1回）を報告していただきます。

9. 事業のスキーム（業務フロー）



<想定スケジュール>

※構成員宿泊事業者は宿泊事業者等団体を経由して提出ください。

① 応募（計画認定申請） 【団体、又は特定宿泊事業者→事務局】	令和6年7月31日（水）～8月30日（金）17:00
② 計画の審査・認定 【事務局＋有識者】	①の計画認定申請書の受領から随時実施
③ 計画認定通知 【事務局→団体、又は特定宿泊事業者】	①の <u>計画認定申請書の受領から1ヶ月程度が目安</u>
④ 補助金交付申請 【団体、又は特定宿泊事業者→事務局】	③の <u>計画認定通知日から1週間以内に提出</u>
⑤ 補助金交付決定通知 【事務局→団体、又は特定宿泊事業者】	④交付申請があり次第、随時交付を決定・通知
⑥補助対象事業の実施 【団体、又は特定宿泊事業者】	⑤交付決定（通知）日以降、補助対象事業の発注・契約等が <u>可能</u> 令和7年2月28日までに補助対象事業完了（工事完成引渡し、工事代金支払い、事業完了実績報告書提出まで）
⑦事業完了実績報告 【団体、又は特定宿泊事業者→事務局】	⑥の補助対象事業完了後30日以内 （遅くとも令和7年2月28日までに提出）
⑧補助金の額の確定通知 【事務局→団体、又は特定宿泊事業者】	⑦の事業完了実績報告があり次第、随時審査 （必要に応じて現地調査）→補助金の額確定通知
⑨補助金支払請求 【団体、又は特定宿泊事業者→事務局】	同封の補助金支払請求書の修正の有無の連絡
⑩補助金交付 【事務局→団体、又は特定宿泊事業者】	補助金の支払請求があり次第、随時支払い （遅くとも令和7年3月末まで）

※上記スケジュールは、現時点における想定であり諸事情により変動する場合があります。

※上記段階ごとに、観光庁の承諾を得ながら事業を進めさせていただきます。

10. 公募（申請受付期間）及び提出先等

（1）公募（申請受付）期間

令和6年7月31日（水）～令和6年8月30日（金）17：00【必着】

※申請のあった宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画については、随時審査を払いの認定を行います。

（2）申請書提出先（問い合わせ先）

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 事務局

（東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部 内）

〒108-0075 東京都港区港南 1-8-15 Wビル 18F

担当：北垣戸・鷺谷・滝沢

E-mail: shukuhaku_inbound2024@tobutoptours.co.jp

電話：080-1179-9725／080-1179-9719

受付時間：10:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

申請書類は、下記のサイトよりアップロード下さい。

<https://form.run/@Stress-free>

11. 認定

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画については、申請書類をもとに、有識者の意見を聴いた上で以下の事項等を総合的に勘案して認定します。

- （1） 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数が多いこと
（宿泊事業者等団体の申請に係るものに限る。）
- （2） 構成員宿泊事業者全体の宿泊施設の平均客室稼働率及び訪日外国人宿泊者数の合計又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人宿泊者数の目標が現状に比して高い目標であること
- （3） 団体事業若しくは個別事業又は特定事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
- （4） 目標達成が見込まれる理由が合理的であること

1 2. 審査結果（事業計画認定）の通知

審査の結果、宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画を認定した申請者に対しては、事業計画認定通知書により通知するとともに、後日、観光庁ホームページにおいて認定の公表を行います。

1 3. 事業計画認定以降の手続き等

(1) 補助金の交付申請

①計画認定後の交付申請

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画認定の通知を受けた申請者は、同認定通知書を受領してから1週間以内に、補助金交付申請書を提出していただきます。

②申請時図面・事業内容通りの事業実施

補助金交付申請は、認定された事業計画のとおりの内容で申請されることを前提としています。このため、計画認定申請時に添付していただいた見積書（2社以上）や図面等の事業内容を確認するための資料については、原則として再提出を求めません。

③交付申請後に交付決定通知書

事務局では、補助金交付申請書の内容が適当と認められる場合は、申請者に対し補助金交付決定通知書により通知します。（補助金交付申請書が提出されてから2週間程度を目安とします）

④交付決定金額について

この段階で事務局が通知する補助金交付決定額は、予め補助限度額を明示するものであり最終的な補助金支払額を約束するものではありません。また、実際の補助対象事業を実施し、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、通知された補助金交付決定額を増額することはできません。

※補助金交付申請書の作成に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

(2) 補助対象事業の実施と事業完了実績報告

①事業の実施

(ア) 交付決定通知後の工事開始

補助対象事業は、補助金の交付決定通知後に開始してください。交付決定日より前に、工事等の注文や契約を行った場合は、最終的に補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

(イ) 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画からの変更

補助対象事業は、認定を受けた宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画に基づき実施してください。実際の工事施工に当たり、現場の状況等により同計画通りの実施が困難であって事業内容を変更する必要がある場合は、同計画の変更申請が必要となります。ただし、変更の内容が軽微である場合は、補助対象事業完了実績報告時に当該内容を報告することとします。

②事業の完了・実績報告

(ア) 事業完了期限

補助対象事業の実施期間内に整備・拡充の完成だけでなく、引渡しと工事代金の支払いまで全てを完了する必要があります。期日までにこれらが完了しない場合は、最終的に補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

(イ) 事業完了後の報告期限

補助対象事業が完了（工事の完成引渡し、代金の支払いまで）しましたら、完了日から30日以内に、工事前後の状況写真や経費の支払い状況等を取りまとめ、事業完了実績報告として提出してください。

(ウ) 事業完了実績報告書の提出

観光庁では、補助対象事業完了実績報告を提出いただき次第、補助金の目的である外国人宿泊者の受入環境整備が適切に図られているか内容を審査し、交付すべき補助金額を確定し、これを通知します。（事業完了実績報告書が提出されてから、1ヶ月程度を目安とします）

なお、補助金額を確定するに当たり、書面審査に加えて現地調査を行う場合があります。

(3) 補助金の支払い請求

①補助金支払請求書の発行

補助金額の確定通知を受領した日から1週間以内に、補助金支払請求書(所定の書式)を提出してください。この場合、補助金の交付申請時に登録した口座にて請求してください。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

(4) 補助金交付決定後の注意事項

①虚偽の申請

本事業に関して、虚偽の申請が発覚した場合は、宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画の認定又は補助金の交付決定後であっても、該当申請者の補助金の交付を取り消す場合があります。

②補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

補助金の交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合（軽微なものを除く）、本事業を中止又は廃止しようとする場合等には、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

③遂行状況調査及び報告

補助対象事業の実施期間中において、事業の遂行状況を月次で確認します。

また、更に別途事務局が指示する場合は、期限（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に報告書を事務局へ提出していただきます。

④実施状況報告

宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者には、補助事業完了後2年間において毎年、宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画についての実施状況を大臣へ報告していただきます。

報告期間：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）分 令和8年4月20日締切

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）分 令和9年4月20日締切

⑤関係書類の管理等

補助事業に関する書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間、管理・保存しなければなりません。

⑥取得財産の管理等

補助対象事業者は、取得財産について、一定の期間（*）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。

この一定の期間を経過するまでの間に所得財産の処分を行うときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。

この場合、原則として、残存価額に相当する額を返還することになります。

(*) 補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定めた期間 ⇒ いわゆる法定耐用年数に相当する期間

⑦立入検査

本事業の実施状況確認のため、観光庁（又は観光庁の委託を受けた者）が実地検査を行う場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等による実地検査・監査が行われる場合があります。

これらの検査等により、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律等の規定に違反した実態が明らかとなった場合、補助金の返還命令等の処分がなされる可能性があります。

この場合は、補助対象事業者はこれに従わなければなりません。

14. その他

(1) 反社会勢力との関係

宿泊施設基本的計画認定申請書において、反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(2) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類により観光庁・事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。
- ・認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(3) 政治資金規正法

「地域における受入環境整備促進事業補助金・観光振興事業費補助金（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業）」は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。